

香川県立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月9日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第13号

香川県立図書館規則の一部を改正する規則

香川県立図書館規則（昭和58年香川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(個人貸出しを受けることができる資料の数等)</p> <p>第12条 略</p> <table border="1" data-bbox="192 624 1075 783"><thead><tr><th>資料種類</th><th>資料の数</th><th>貸出期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>資料（<u>視聴覚資料を除く。</u>）</td><td rowspan="2">略</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>視聴覚資料</td></tr></tbody></table> <p>(送付による資料の個人貸出し)</p> <p>第17条 身体に障害がある者、<u>知的障害の程度が重い者</u>その他図書館に来館することが困難な者のうち、館長が指定する者は、送付による資料の個人貸出しを受けることができる。</p>	資料種類	資料の数	貸出期間	資料（ <u>視聴覚資料を除く。</u> ）	略		視聴覚資料	<p>(個人貸出しを受けることができる資料の数等)</p> <p>第12条 個人貸出しを受けることができる資料の数及び貸出期間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、館長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1182 624 2065 783"><thead><tr><th>資料種類</th><th>資料の数</th><th>貸出期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>資料（<u>コンパクトディスクを除く。</u>）</td><td rowspan="2">略</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td><u>コンパクトディスク</u></td></tr></tbody></table> <p>(送付による資料の個人貸出し)</p> <p>第17条 身体に<u>重度の</u>障害がある者（<u>公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の2各号に掲げる者をいう。</u>）又は知的障害の程度が重い者（<u>知事が交付した療育手帳に障害の程度が重度である者として記載されている者をいう。</u>）は、送付による資料の個人貸出しを受けることができる。</p>	資料種類	資料の数	貸出期間	資料（ <u>コンパクトディスクを除く。</u> ）	略		<u>コンパクトディスク</u>
資料種類	資料の数	貸出期間													
資料（ <u>視聴覚資料を除く。</u> ）	略														
視聴覚資料															
資料種類	資料の数	貸出期間													
資料（ <u>コンパクトディスクを除く。</u> ）	略														
<u>コンパクトディスク</u>															

附 則

この規則は、公布の日から施行する。